

(別紙 10)

本件特許権 6 関係の請求に関する事実及び理由

第 1 前提事実 (争いのない事実及び弁論の全趣旨より容易に認定できる事実)

5 1 本件特許権 6

原告パナソニックは、以下の特許権 (本件特許権 6) を有する。

特許番号 特許第 5498618 号

発明の名称 照明器具

出願日 平成 25 年 11 月 15 日

10 分割の表示 特願 2013-6626 号の分割

原出願日 平成 25 年 1 月 17 日 (以下「本件原出願日」という。)

登録日 平成 26 年 3 月 14 日

15 特許請求の範囲 別添特許公報 (甲 6 の 2) の特許請求の範囲請求項 1 に記載のとおり (以下、同請求項記載の発明を「本件発明 6」という。また、本件特許 6 に係る願書に添付した明細書及び図面を「本件明細書 6」という。)

2 構成要件の分説

本件発明 6 をそれぞれ構成要件に分説すると、別添「特許権 6 充足論一覧表」の「構成要件」の「6A」～「6K」の各欄に記載のとおりである。

3 被告の行為

20 (1) 被告は、業として、遅くとも平成 26 年 3 月 1 日から、被告製品 6 の製造、販売又は販売の申出をそれぞれ開始した。

25 被告製品 6 について、別紙 2 物件目録記載の器具本体の型番、適合ユニットの型番及び製品の形 (型) の対応関係は、別添「特許権 6 充足論一覧表」の「被告製品 6」の各欄記載のとおりである (なお、灰色の塗り潰し部分は本件の対象ではない。)

さらに、被告製品 6 に採用されるカバー部材には、被告製品 6 - (3) に代表され

る新カバー部材のタイプ，被告製品 6-(9)に代表される旧カバー部材のタイプ及び被告製品 6-(3)に代表されるオプティカルタイプの 3 種類がある。

## (2) 被告製品 6 の構成

被告製品 6 の構成について，原告パナソニックの主張は別添「被告製品 6 の構成  
5 (原告パナソニックの主張)」記載のとおりであり，被告の主張は別添「被告製品  
6 の構成 (被告の主張)」記載のとおりである。

なお，被告製品 6 のうちトラフ形の製品の一部 (別添「特許権 6 充足論一覧表」  
のうち黄色で塗り潰した欄の型番の製品。以下「片面白色形」という。) について  
は，器具本体につき片面のみ予め白色塗装されたカラー鋼板が用いられている。

## 10 4 構成要件の充足

被告製品 6 が，別添「特許権 6 充足論一覧表」の各構成要件欄に「○」が付され  
ている本件発明 6 の各構成要件を充足することについては，当事者間に争いが無い。  
構成要件の充足につき争いがあるのは，同一覧表に「争」の記載がある部分である。

## 5 争点

### 15 (1) 本件特許権 6 関係の請求に固有の争点

#### ア 構成要件の充足性

#### (ア) 被告製品 6 全般について

##### a 構成要件 6G 及び H の充足性 (争点 1)

##### b 構成要件 6I の充足性 (争点 2)

### 20 (イ) 片面白色形について

#### 構成要件 6J の充足性 (争点 3)

#### イ 無効理由の有無

##### (ア) 無効理由 1 (乙 6 発明を引用例とする新規性欠如) の有無 (争点 4)

##### (イ) 無効理由 2 (旧 iD シリーズ発明の公然実施による新規性欠如) の有無 (争点

### 25 5)

### (2) 本件特許権 2～4 及び 7 関係の請求と共通の争点

損害額（争点 6）

## 第 2 争点に関する当事者の主張

### 1 構成要件 6G 及び H の充足性（争点 1）

（原告パナソニックの主張）

#### 5 (1) 「主部」（構成要件 6G）の意義

「主部」とは、一般に、「主要な部分」を意味する。また、本件発明 6 の特許請求の範囲において、カバー部材は、「透光性を有し且つ前記発光素子を覆うように…取り付けられる」ものとされている（構成要件 6F）。したがって、本件発明 6  
10 において、カバー部材に主として要求されている要素は、発光素子を覆うと共に、当該発光素子からの光を拡散することである。

また、本件明細書 6 には、「突壁部」（同 6H）について、カバー部材に設けられるものであり、カバー部材そのものとして形成され、取付部材に設けられた側壁部と係合されることにより、カバー部材の取付部材に対する位置決めと、移動規制を実現するという機能を有することが開示されている。

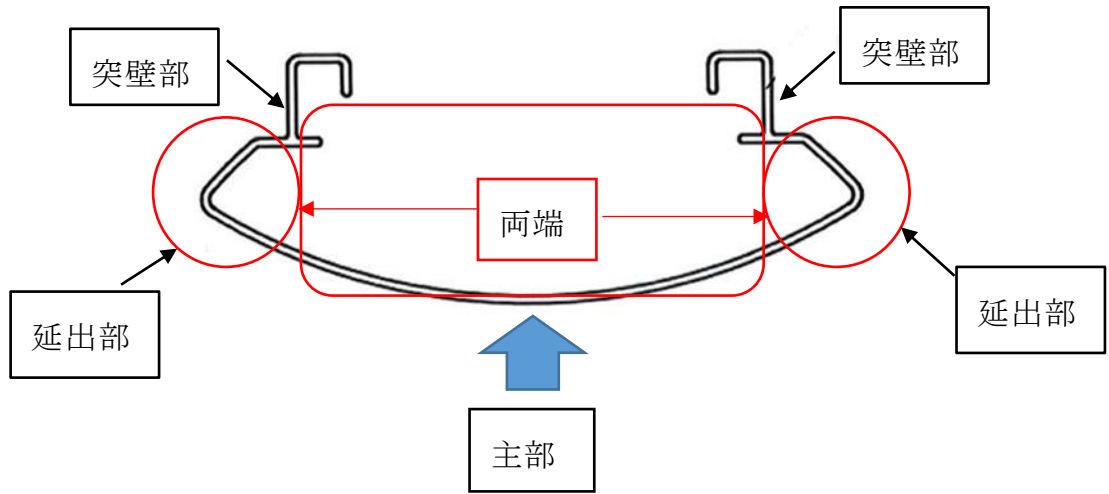
15 そうすると、「主部」（同 6G）とは、カバー部材のうち、発光素子を覆うのに本来的に必要な部分であり、その両端部において、照明空間の反対側に突出する部位が「突壁部」に相当することとなる。

#### (2) 構成要件の充足

上記「主部」（構成要件 6G）の意義及び「突壁部」（同 6H）の機能を踏まえると、被告製品 6 のカバー部材において、発光素子を覆うのに本来的に必要な部分は、  
20 図 A 記載の「主部」であり、これが本件発明 6 の「主部」に相当する。

また、その幅方向における両端部において、互いに並行するように照明空間の反対側に突出する部位は、そのように突出することにより、カバー部材の取付部材に対する位置決めと移動規制を実現するものであるから、本件発明 6 の「突壁部」に  
25 相当する。

【図 A】



5

(被告の主張)

10

(1) 被告製品 6 のカバー部材の「主部」及び構成要件 6G の非充足

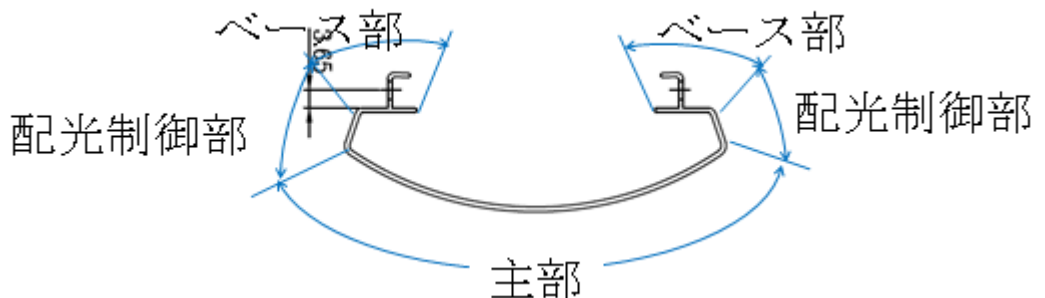
「主要な部分」という日本語の通常の意味からすれば、被告製品 6 においては、  
図 B のとおり、長尺状のカバー部材の幅方向断面の下面側で一体となっている連続  
的弧状で長尺に形成された部分を「主部」と理解するのが通常であり、これを恣  
意的に区切ることはできない。「発光素子を覆うように…取り付けられる」（構成  
要件 6E）という特定を踏まえても、原告パナソニックが「延出部」（図 A 参照）  
と称する部位を「主部」から排除する理由はない。

15

したがって、被告製品 6 のカバー部材の「主部」は、原告パナソニック主張に係  
る図 A 記載の部分ではなく、図 B 記載の部分であるから、原告パナソニックの主張  
を前提とする限り、被告製品 6 は、本件発明 6 の構成要件 6G を充足しない。

20

【図 B】



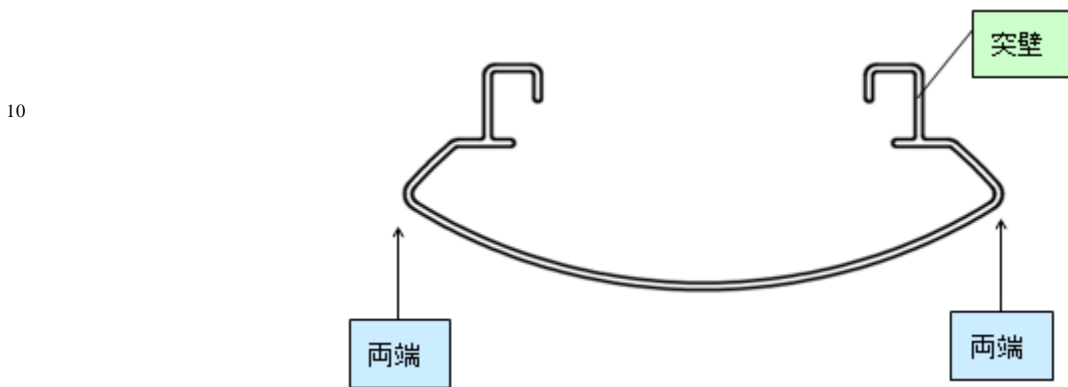
25

(2) 構成要件 6H の非充足

本件発明 6 の「突壁部」は、「前記主部の幅方向における両端部より互いに並行するように前記照明空間と反対側に突出した」ものであるところ（構成要件 6H）、  
図 B 及び図 C のとおり、被告製品 6 においては、「主部の幅方向における両端部」  
と「突壁部」とが離れており、「突壁部」が「主部の幅方向における両端部より…  
突出」しているとはいえない。

したがって、被告製品 6 は、構成要件 6H を充足しない。

【図 C】



2 構成要件 6I の充足性（争点 2）

（原告パナソニックの主張）

(1) 「延出部」（構成要件 6I）の意義

ア 「延出部」に関連する本件発明 6 の構成要件 6F～I によれば、カバー部材は、「発光素子を覆うように取付部材に取り付けられる」部材とされているところ（構成要件 6F）、このようなカバー部材を構成するものとして、「主部」（同 6G）、  
「第 1 突壁部」及び「第 2 突壁部」（同 6H）及び「延出部」（同 6I）が並列的に  
記載されている。

したがって、本件発明 6 の「延出部」は、カバー部材の客体（構成）とされており、LED 基板を覆う部位と区別された部位でなければならないと理解することはできない。

イ 本件明細書 6 においても、「延出部」は、カバー部材を構成する部分として

記載されており、また、カバー部材の「主部」と一体形成され、かつ連続性を持った構成であることが前提とされている。本件発明6の発明の効果との関係でも、「カバー部材の延出部を通して照明空間へ出射される」と記載されていることから、「延出部」について、LED基板を覆うカバー部材と区別される別物品であると理解  
5 することはできない。

ウ 以上のとおり、本件発明6の「延出部」（構成要件6I）は、カバー部材の構成の一部であり、主部と一体形成され、かつ連続性を持った部位であって、LED基板を覆うカバー部材とは別物品と限定解釈することはできない。

## (2) 構成要件の充足

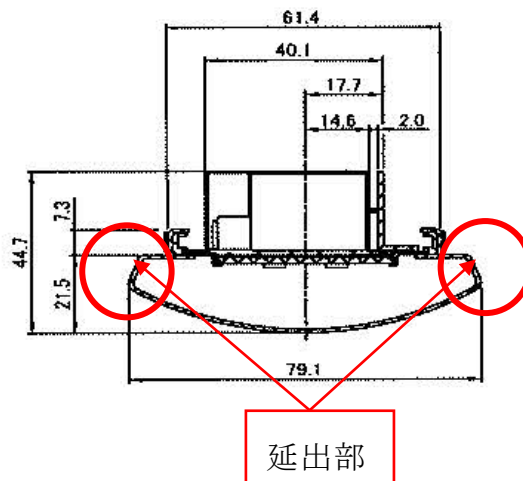
10 被告製品6のカバー部材は、以下のとおり、いずれのカバータイプにおいても、その両端において一对の突壁部が並ぶ方向における同突壁部よりも外側に延出した部分すなわち「延出部」（構成要件6I）に相当する部位を有する。

### ア 新カバータイプ

15

## RAD564N2（被告製品6-3）

20



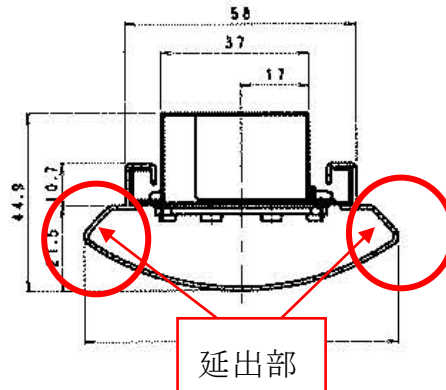
25

イ 旧カバータイプ

(下図は「被告製品 6-(8)」とあるが、「被告製品 6-(9)」である。)

### RAD493N-2 (被告製品 6-8)

5

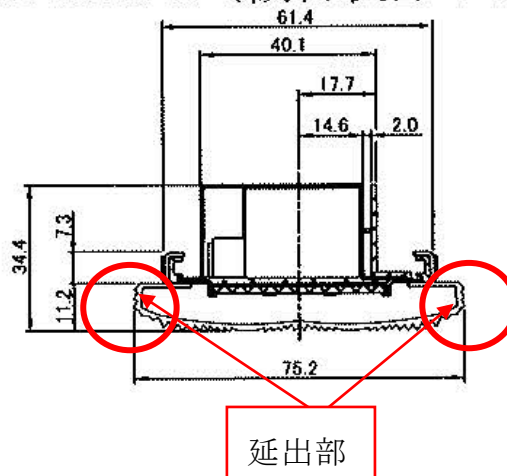


10

ウ オプティカルタイプ

### RAD637N-2 (被告製品 6-3)

15



(3) 作用効果を奏功すること

20

被告が行った実験は、そもそも実験に求められる前提条件を欠くものであり、被告製品 6 が本件発明 6 の作用効果を奏しないことを立証し得るものではない。

(被告の主張)

(1) 「延出部」 (構成要件 6I) の意義

25

「延出部」とは、通常、「何らかの部材の一端から伸び出ている部分」を特定すべき用語と理解される。換言すれば、延出部は、カバー部材の物品とは区別された端部として伸び出ている部分を特定するために用いられる用語である。

本件発明 6 においては、まず、「透光性を有し且つ前記発光素子を覆うように前記取付部材に取り付けられるカバー部材とを具備し」（構成要件 6F）として、カバー部材が発光素子を覆うようにこれを内包する部材であることを特定した上で、「前記第 1 突壁部及び前記第 2 突壁部の各々から外側に延出して前記凹所の開口面  
5 と重なる延出部とを有し」（同 6I）と特定している。

したがって、「延出部」（同 6I）は、「発光素子を覆う」部位ではないものとして区別されるものと理解できる。

### (2) 構成要件の非充足

被告製品 6 のカバー部材は、突壁部を除き全て LED 基板を内包するものとして  
10 一体となっている。したがって、被告製品 6 のカバー部材には、本件発明 6 の「延出部」（構成要件 6I）に相当する部位は存在しないから、被告製品 6 は構成要件 6I を充足しない。

### (3) 作用効果の不奏功

被告の実験結果によれば、被告製品 6 は、光源ユニットと反射部材との隙間であ  
15 る凹所に黒色アルミテープを貼付し反射面を無くした場合であっても、カバー部材の表面の輝度に一切の変化がない。すなわち、被告製品 6 は、本件発明 6 の課題解決原理を一切使用していない。

## 3 構成要件 6J の充足性（争点 3）

### （原告パナソニックの主張）

20 特許請求の範囲の記載によれば、本件発明 6 は、「反射面」（構成要件 6J）に関し、内壁面が光を反射する方法について、塗装方法や塗装色等による限定を設けていない。

被告製品 6 に用いられている鋼材は、銅等と同様に 50～60%の反射率を有している以上、片面白色形についても、その内壁面は反射面となっていることから、本件  
25 発明 6 の「反射面」に相当する構成を有し、本件発明 6 の構成要件 6J を充足する。

### （被告の主張）



照明器具の分野において、メタリックな鏡面仕上げをした鋼板や白色に塗装した鋼板を「反射面」と呼ぶことはあっても、ただの灰緑色の鋼板を「反射面」と判断する当業者はいない。また、片面白色形の反射率は40%弱であり、照明装置の分野において「反射面」と評価され得るものではない。

5 したがって、片面白色形は、「反射面」（構成要件6J）に相当する構成を有しない。

4 無効理由1（乙6発明を引用例とする新規性欠如）の有無（争点4）  
（被告の主張）

10 (1) 本件発明6の「主部」、「突壁部」及び「延出部」に関し、原告の主張を前提とする場合、本件特許6には以下の無効理由が存在する。

すなわち、本件発明6は、特開2012-3993号公報（乙6、以下「乙6文献」という。）に第3の実施形態として開示された発明（以下「乙6発明」という。）と同一である。

15 そうすると、本件発明6は、特許出願前に日本国内において頒布された刊行物に記載された発明であるから、本件特許6は、法29条1項3号に違反してされたものであり、特許無効審判により無効にされるべきものである（法123条1項2号）。したがって、原告パナソニックは、被告に対し、本件特許権6を行使することはできない（法104条の3第1項）。

(2) 乙6発明の構成

20 乙6発明の構成は、以下のとおりである。

6A'-1 光を放射する光源部2と、

6B'-1 前記光源部2から放射される光を下方に向けて反射する白色の塗装が施されて反射面をなす側板部11cとを備え、

25 6C'-1 前記光源部2と前記側板部11cとの間に、前記下方に向けて開口する収容凹部11の側壁11bと光源部2のカバー部材24との間の隙間が形成された照明器具であって、

6D'-1 前記光源部 2 は、基板に実装された複数の発光素子と、

6E'-1 前記基板が取り付けられる取付部材 21 と、

6F'-1 透光性を有し且つ前記発光素子を覆うように前記取付部材 21 に取り付けられるカバー部材 24 とを具備し、

5 6G'-1 前記カバー部材 24 は、主部と、

6H'-1 前記主部の上方の幅方向における両端より互いに並行するように前記下方と反対側に突出した突壁部 a 及び突壁部 b と、

6I'-1 前記突壁部 a 及び前記突壁部 b の各々から外側に延出して前記收容凹部 11 の側壁 11b と光源部 2 のカバー部材 24 との間の隙間の開口面と重なる延出部  
10 とを有し、

6J'-1 前記收容凹部 11 の側壁 11b と光源部 2 のカバー部材 24 との間の隙間は、少なくとも前記突壁部 a 又は前記突壁部 b と対向する前記側壁 11b が前記收容凹部 11 の前面側の表面に白色の塗装が施されて反射面となっていることを特徴とする

15 6K'-1 照明器具。

(3) 本件発明 6 と乙 6 発明との対比

乙 6 発明の上記構成 6A'-1～6K'-1 は、本件発明 6 の構成要件 6A～K に相当する。

(4) 小括

したがって、本件発明 6 は、本件原出願日前に頒布された刊行物記載の発明である乙 6 発明と同一の発明であるから、本件特許 6 は法 29 条 1 項 3 号に違反してされた無効なものである。

(原告パナソニックの主張)

(1) 「凹所の開口面と重なる延出部」(構成要件 6I) の意義

ア 特許請求の範囲の記載によれば、本件発明 6 の「延出部」(構成要件 6I) と  
25 他の構成との位置関係については、「前記第 1 突壁部及び前記第 2 突壁部の各々から外側に延出して前記凹所の開口面と重なる」(同 6I) とされている。また、「凹

所」については、「照明空間に向けて開口する」とされているところ（同 6C），  
「重なる」とは、一般に、「物の上に別の同じようなものがのる」などの意味を有  
するものであることから、「凹所の開口面と重なる」とは、照明空間側から見て、  
カバー部材の延出部が、凹所の開口面を覆うような位置関係にあることをいうもの  
と理解できる。

イ 本件明細書 6 の記載によれば、乙 6 文献は従来技術として挙げられており、  
乙 6 発明では、カバー部材の長手方向に沿った側端部と、器具本体の収容凹部の側  
壁との間に隙間が空いてしまうことから、この隙間部分に暗い筋が生じてしまい、  
見栄えが良くないという課題が存在したところ、延出部を凹所の開口面と重ならせ  
るという構成を採用してこの課題を解決したのが本件発明 6 であり、これにより凹  
所の暗い筋が生じ難くなるという効果をもたらしている旨が記載されている。

このような本件明細書 6 の記載を参酌すると、本件発明 6 の特許請求の範囲の  
「凹所の開口面と重なる延出部」とは、凹所の開口面を覆い、隙間が存在しないよ  
うに設けられた部位をいう。

### (2) 乙 6 発明が「凹所の開口面と重なる延出部」を有しないこと

乙 6 発明は、カバー部材と凹所相当部分の開口面との間に大きな隙間があり、カ  
バー部材が凹所を隙間なく覆う構成にはなっていない。

また、乙 6 発明は、そもそも、施工作業の省力化と、収容スペースを確保して点  
灯装置を効率的に配置することができる照明器具の提供とを目的とするものであり、  
本件発明 6 のように、凹所の輝度低下を防止して暗い筋を生じ難くするといった課  
題には一切触れられていない。また、乙 6 発明には、発光素子から出射された光が、  
拡散性を有する透光性カバー部材を透過して拡散され、その光が側板部や天井面に  
向かうことが記載されているものの、これらは単に「照明の明るさ感を増すことが  
できる」とされているだけであり、本件発明 6 と同様の課題に着目したものではな  
い。

### (3) 小括

したがって、乙6発明は、本件発明6における「凹所の開口面と重なる延出部」(構成要件6I)を有しておらず、本件発明6とは相違点を有する。そうである以上、乙6発明と本件発明6の構成は同一ではない。

5 5 無効理由2(旧iDシリーズ発明の公然実施による新規性欠如)の有無(争点5)

(被告の主張)

(1)原告パナソニックは、平成24年12月、「一体型LEDベースライトiDシリーズ」という名称の製品(以下「旧iDシリーズ製品」という。)を発売した。

10 旧iDシリーズ製品に係る発明(以下「旧iDシリーズ発明」という。)は、本件発明6の発明特定事項の全てに相当する構成を備えたものであり、本件発明6と同一の発明である。

15 なお、本件発明6においては、「凹所」に関し、「少なくとも前記第1突壁部又は前記第2突壁部と対向する内壁面が反射面となっていることを特徴とする」(構成要件6J)と特定しており、開口面と対向する内壁面として「底面」の構成が必要であると解釈する根拠はない。

20 (2)したがって、本件発明6は、本件原出願日前に日本国内において公然実施をされた発明である旧iDシリーズ発明と同一の発明であるから、本件特許6は、法29条1項2号に違反してされたものであり、特許無効審判により無効にされるべきものである(法123条1項2号)。したがって、原告パナソニックは、被告に

(原告パナソニックの主張)

(1)旧iDシリーズ製品が本件原出願日前に販売されていたことは認める。

しかし、以下のとおり、本件発明6と旧iDシリーズ製品とは、「凹所」の有無の点で、その構成に相違点がある。

25 (2)「凹所」(構成要件6C、I及びJ)の意義

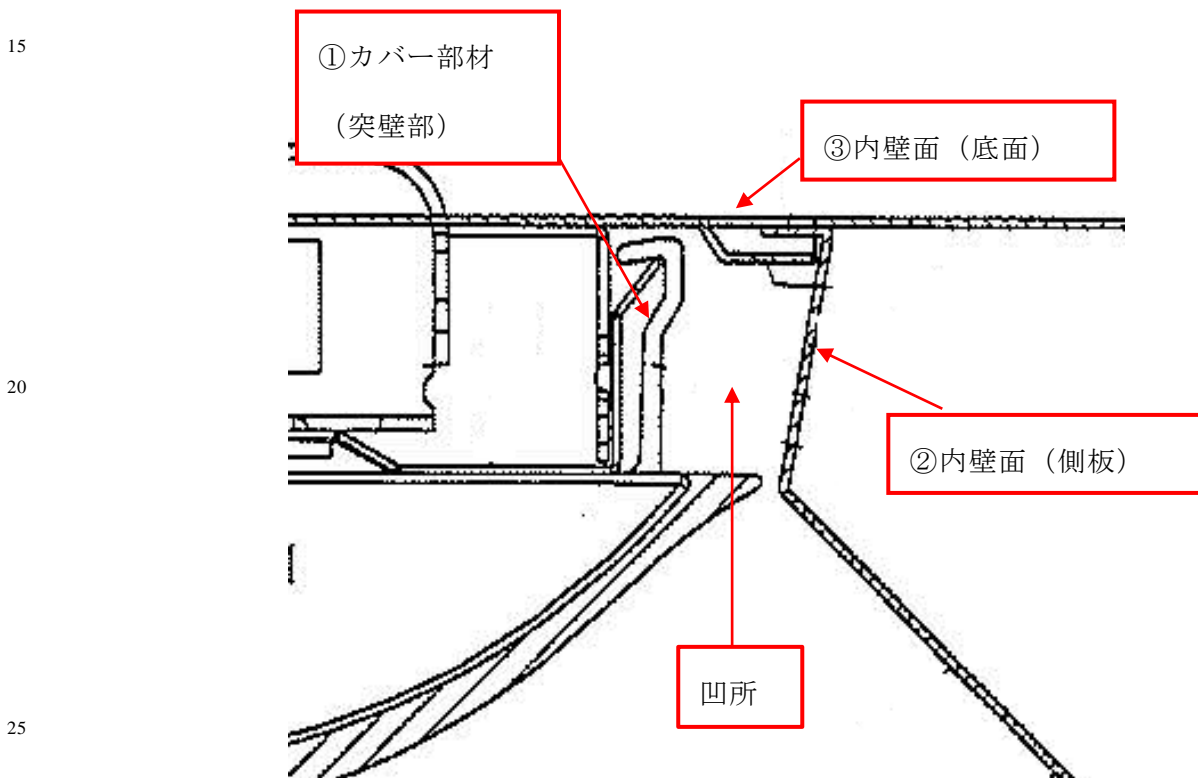
特許請求の範囲の記載によれば、本件発明6の「凹所」(構成要件6C、I、J)は、

その構成として、光源ユニットと反射部材（これを保持する器具本体を含む。）との間の「空間」であること、同空間を形成する壁面のうち、少なくともカバー部材の第1突壁部又は第2突壁部と対向する内壁面は、光を「反射」する機能が備えられていることという2点を要することを読み取ることができる。

5 上記のとおり、「凹所」は、「少なくとも」第1突壁部又は第2突壁部と対向する内壁面に光を反射する機能を有することからすると、反対に、第1突壁部又は第2突壁部と対向しない面、すなわち「開口部」と対向する面についても、光を反射する機能を備えていることが前提とされていると理解できる。

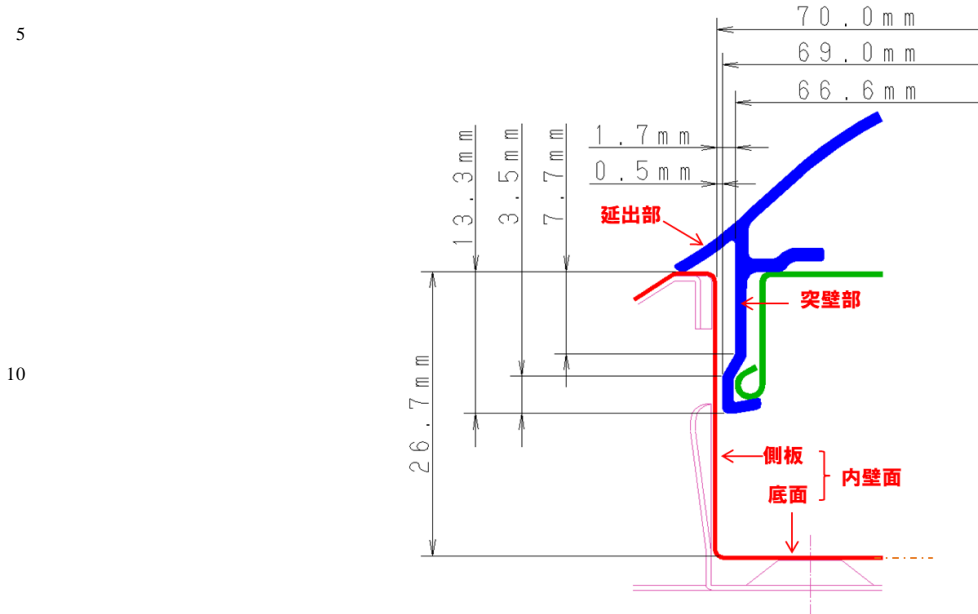
また、カバー部材の一部である第1突壁部及び第2突壁部は光を出射するものであり、他方、「反射面」はカバー部材から出射された光を反射するものである。

以上を踏まえると、本件特許発明6における「凹所」は、①カバー部材である第1突壁部又は第2突壁部と、②同第1突壁部又は第2突壁部に対向し反射面となる内壁面（内壁面（側板））、及び③開口面に対向し反射面となり得る内壁面（内壁面（底面））、の3つから構成されるものであるといえる（下図参照）。



(3) 旧 iD シリーズ製品には「凹所」が存在しないこと

旧 iD シリーズ製品では、下図のとおり、カバー部材の突壁部の天井側の部位が、内壁面の側板方向に大きく湾曲しており、これによって、実質的には、カバー部材の第 1 突壁部又は第 2 突壁部と内壁面の側板が一体となっている。



特許請求の範囲及び本件明細書 6 の記載によれば、本件発明 6 において、「内壁面の底面」となり得るのは、カバー部材から出射された光を反射する機能を有することができるものだけであり、カバー部材自身は「内壁面の底面」にはなり得ないと理解できる。

そうすると、旧 iD シリーズ製品では、カバー部材の第 1 突壁部又は第 2 突壁部が底面に相当する位置に設けられている結果、構成要件 6J が規定する「凹所」の構成のうち③に相当する構成が存在しないこととなる。

これを踏まえると、旧 iD シリーズ製品の構成は、以下のとおりとなる。本件発明 6 と旧 iD シリーズ製品とは、本件発明 6 が「凹部」を備える（構成要件 6C, I, J）のに対し、旧 iD シリーズ製品は、これと異なる「開口する溝」部を備える（構成 6C'-2, 6I'-2, 6J'-2）点で相違する。

6A'-2 光を放射する光源ユニットと、

6B'-2 前記光源ユニットから放射される光を照明空間に向けて反射する反射部

材とを備え、

6C'-2 前記光源ユニットと前記反射部材との間に、前記照明空間に向けて開口する溝が形成された照明器具であって、

6D'-2 前記光源ユニットは、基板に実装された1乃至複数の発光素子と、

5 6E'-2 前記基板が取り付けられる取付部材と、

6F'-2 透光性を有し且つ前記発光素子を覆うように前記取付部材に取り付けられるカバー部材とを具備し、

6G'-2 前記カバー部材は、主部と、

10 6H'-2 前記主部の幅方向における両端部より互いに並行するように前記照明空間と反対側に突出した第1突壁部及び第2突壁部と、

6I'-2 前記第1突壁部及び前記第2突壁部の各々から外側に延出して前記溝の開口面と重なる延出部とを有し、

6J'-2 前記溝は、前記第1突壁部又は前記第2突壁部と対向する内壁面の側板からなることを特徴とする

15 6K'-2 照明器具

(4) 小括

以上のとおり、旧 iD シリーズ製品は本件発明6の「凹所」(構成要件6C, I, J)に相当する構成を備えておらず、両発明の構成には相違点が存在する。そうである以上、本件発明6と旧 iD シリーズ発明は、同一とはいえない。

20 6 損害額(争点6)

(原告パナソニックの主張)

別紙6「本件特許権2関係の請求に関する事実及び理由」の第2「4」(原告パナソニックの主張)(1)及び(3)を引用する。

(被告の主張)

25 否認ないし争う。

第3 当裁判所の判断

1 無効理由2（旧 iD シリーズ発明の公然実施による新規性欠如）の有無（争点5）

事案に鑑み、まず、旧 iD シリーズ発明の公然実施による新規性欠如の有無（争点5）について検討する。

5 (1) 公然実施

旧 iD シリーズ製品が本件原出願日前に販売されていたことは、当事者間に争いがない。したがって、旧 iD シリーズ発明は、本件特許6の出願前に公然実施をされた発明といえる。

(2) 旧 iD シリーズ発明の構成

10 ア 旧 iD シリーズ発明が構成 6A'-2, 6B'-2, 6D'-2~6H'-2 及び 6K'-2 の構成を備えるものであることは、当事者間に争いがない。

これによれば、旧 iD シリーズ発明の上記各構成は、本件発明6の構成要件 6A, B, D~H 及び K と同一といえる。

イ 「凹所」（構成要件 6C, I 及び J）の意義

15 (ア) 特許請求の範囲の記載

特許請求の範囲の記載によれば、本件発明6の「凹所」は、「前記光源ユニットと前記反射部材との間に、前記照明空間に向けて開口する」部位として、本件発明6の「照明器具」に「形成され」るものであり（構成要件 6C）、カバー部材が有する「前記第1突壁部及び前記第2突壁部の各々から外側に延出」する「延出部」  
20 が前記「開口面と重なる」ものであり（同 6I）、かつ、その「少なくとも前記第1突壁部又は前記第2突壁部と対向する内壁面が反射面となっている」（同 6J）ものである。

そうすると、本件発明6の「凹所」は、①光源ユニットと反射部材の間に位置し、照明空間に向けて開口し、②同開口面が延出部と重なっており、③少なくとも第1  
25 突壁部又は第2突壁部と対向する内壁面が反射面となっているものであることを要することが理解される。それと共に、③に関し、「少なくとも」とあることにより、



「凹所」を形成する面として第1突壁部又は第2突壁部と対向する内壁面が存在し、かつ、当該内壁面が反射面であることは必要であるものの、「凹所」と見られる部位がそれ以外の面を更に有するか否か、また、これを有する場合、それが反射面であるか否かは、特許請求の範囲の記載としては何ら言及がされていないものと理解される。

(イ) 本件明細書6の記載

本件明細書6は、「凹所」に関し、本件発明6の効果として、「発光素子から放射されてカバー部材の内部を導光される光が、光源ユニットと反射部材との間に形成された凹所へ出射されると、凹所の内壁面で反射され、カバー部材の延出部を通して照明空間へ出射される。これにより、凹所（延出部）における輝度の低下が抑えられ、カバー部材の両端に暗い筋が生じ難くなり、その結果、従来例に比べて見栄えの向上を図ることができるという効果がある。」（【0012】）とする。もっとも、この記載からは、「凹所」の構成につき、光源ユニットと反射部材との間に形成されること及び光を反射する内壁面を有することを理解し得るにとどまり、それ以上の具体的な構成は明らかでない。

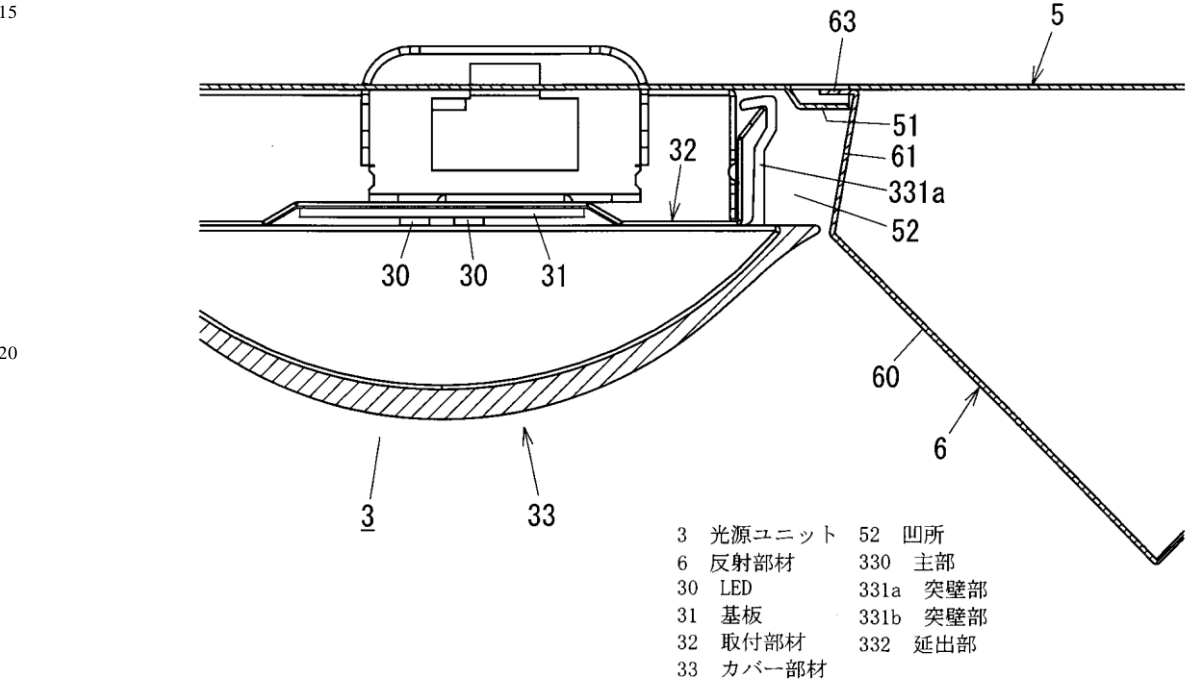
実施例に関する記載を見ると、「点灯モジュール2においては、光源ユニット3と取付板5の差込部51との干渉を避けるため、光源ユニット3（カバー部材33の突壁部331a, 331b）と反射部材6の側板61との間に隙間（凹所52）を形成している（図1参照）。凹所52は、照明空間に向けて開口しているが、その開口面（下面）はカバー部材33の延出部332と重なって隠されている。」（【0053】）と記載されている。ここでは、「凹所52」を構成する要素として、「カバー部材33の突壁部331a, 331b」及び「反射部材6の側板61」が挙げられているが、それ以外の要素については明示的な言及がない。

他方、「光源ユニット3においては、LED30から放射されてカバー部材33の主部330に入射する光の一部が主部330の内部を導光され、延出部332及び突壁部331a, 331bから凹所52へ出射される。」（【0054】）、「本実施形態では、凹所

52の内壁面（反射部材6の側板61の表面及び取付板5の下面）を白色塗装などで反射面としている。これにより、延出部332及び突壁部331a, 331bから凹所52へ出射された光を反射し、延出部332を通してカバー部材33の前方（下方）へ出射させている。その結果、凹所52（延出部332）における輝度の低下が抑えられ、カバー部材33の両端に暗い筋が生じ難くなるので、従来例に比べて見栄えの向上を図ることができる。」（【0055】）との記載もある。ここでは、「凹所52の内壁面」は、いずれも「白色塗装などで反射面と」された「反射部材6の側板61」及び「取付板5の下面」からなることが理解される。

さらに、「本実施形態の照明器具は、光を放射する光源ユニット3と、光源ユニット3から放射される光を照明空間に向けて反射する反射部材6とを備え、光源ユニット3と反射部材6との間に、照明空間に向けて開口する凹所52が形成されている。…凹所52は、少なくとも突壁部331a又は突壁部331bと対向する内壁面が反射面となっている。」（【0060】）とも記載されている。

【図1】



25

本件明細書6において、上記記載以外に、凹所の構成等について言及する記載は

見当たらない。

これらの記載を総合的に考慮すると、本件明細書6においては、光源ユニットと反射部材の間に形成される「凹所」を構成する要素として、「カバー部材の突壁部」のほか、「凹所」の内壁面をなすものとして「反射部材の側板の表面」及び「取付板の下面」を想定しているところ、このうち「少なくとも」突壁部それぞれと「対向する内壁面」すなわち「反射部材の側板の表面」が反射面となっていることが本件発明6の内容となっていることを示しているものと理解される。

(ウ) 以上のような特許請求の範囲及び本件明細書6の記載を踏まえると、本件発明6の「凹所」（構成要件6C, I, J）は、①光源ユニットと反射部材の間に位置し、照明空間に向けて開口し、②同開口面が延出部と重なっており、③第1突壁部又は第2突壁部と対向する内壁面が反射面となっているものであることを要し、かつ、それで足りるものと解される。すなわち、「少なくとも」（構成要件6J）とは、上記③の趣旨を示すものであって、第1突壁部及び第2突壁部と対向しない面である開口面と対向する面（内壁面（底面））についても、光を反射する機能を備えていることが前提であることを示すものとは理解されない。これに反する原告パナソニックの主張は採用できない。

ウ 旧 iD シリーズ発明について

(ア) 旧 iD シリーズ発明のカバー部材（青色）と器具本体の反射部材（赤色）の位置関係は、下図のとおりである。



これによれば、旧 iD シリーズ発明には、①光源ユニットを構成するカバー部材（青色）と、器具本体の反射部材（赤色）の側板との間に位置し、照明空間に向けて開口する開口部が存在し、②当該開口面は延出部と重なっており、③上記カバー部材の突壁部と対向する器具本体の反射部材の側板の表面が反射面となっている空間、すなわち上図の黄色着色部分の空間が存在するといえる。これを原告パナソニックの主張に係る「開口する溝」（構成 6C'-2）というか否かはさておき、当該空間は、本件発明 6 の「凹所」（構成要件 6C, I, J）に相当する構成といえる。

(イ) これに対し、原告パナソニックは、旧 iD シリーズ製品には開口部に対向する面に反射面が存在しないから、本件発明 6 の「凹所」が存在しないと主張する。

しかし、前記のとおり、本件発明 6 の「凹所」について、開口部に対向する面が光を反射する機能を備えていることが前提であるとは解されないことから、この点に関する原告パナソニックの主張は、その前提において失当である。

### (3) 小括

以上より、旧 iD シリーズ発明は、本件発明 6 と同一の構成を備えた発明であり、両者は同一の発明である。

そうすると、本件発明 6 は、本件原出願日（平成 25 年 1 月 17 日）より前に日本国内において公然実施をされた発明といえるから、本件特許 6 は法 29 条 1 項に違反してされたものであり、特許無効審判により無効にされるべきものである。

したがって、原告パナソニックは、被告に対し、本件特許権 6 を行使することができない。

### 2 まとめ

以上より、その余の点について論ずるまでもなく、原告パナソニックの本件特許権 6 の侵害に基づく請求は、いずれも理由がない。

以上

別添 特許公報省略

枝番	器具本体		適合ユニット型番 (RAD-) (青はオプティカルタイプ)	逆富士形		下面開放形	反射笠付形	下面開放形(埋込)			白ルーバー形	空調ダクト回避 型	トラフ形	ウォールウォッ シャー形
	電力	器具品番		W:230	W:150			W:300	W:220	W:150				
(1)	LEDベースライト 110Wタイプ	ERK9565W	533NA/WA, 562N/NA/W/WA, 563N/W, 572DA/NA/WA/WWA, 594N/W, 600N/W/WW, 601N/W, 602N/W, 630N/W/WW, 636N/W/WW, 645W/WW, 701N/W, 710N/W, 711N/W	ERK9565W										
		ERK9564W			ERK9640W									
(2)	LEDベースライト 110Wタイプ	ERK9560W	533NA/WA, 562NA/WA, 572DA/NA/WA/WWA, 594N/W, 600N/W/WW, 602N/W, 630N/W/WW, 636N/W/WW, 645W/WW, 701N/W, 710N/W, 711N/W											
		ERK9562W			ERK9562W									
(3)	LEDベースライト 40Wタイプ	ERK9584W	494NA/WA/WWA, 496NA/WA, 553D/N/W/WW, 564N/W/WW, 595D/L/N/W/WW, 596N/W, 603L/N/W/WW, 605N/W, 637L/N/W/WW, 646W/WW, 647W/WW, 648W/WW, 661N/W/WW, 702N/W, 705N/W	ERK9584W										
		ERK9635W			ERK9635W									
(4)	LEDベースライト 40Wタイプ	ERK9636W	498NA/WA/WWA, 500NA/WA, 554N/W/WW, 566N/W/WW, 597N/W/WW, 598N/W, 604N/W/WW, 606N/W, 650N/W/WW, 657W/WW, 658W/WW, 659W/WW, 660N/W/WW, 703N/W, 706N/W											
		ERK9820W			ERK9820W									
(5)	LEDベースライト 20Wタイプ	ERK9845W	599N/W, 607N/W, 634N/W	ERK9845W										
		ERK9846W			ERK9846W									
(6)	LEDベースライト 110Wタイプ	ERK9847W	533NA/WA, 562N/NA/W/WA, 563N/W, 572DA/NA/WA/WWA, 594N/W, 600N/W/WW, 601N/W, 602N/W, 630N/W/WW, 636N/W/WW, 645W/WW, 701N/W, 710N/W, 711N/W											
		ERK9563W			ERK9563W									
(7)	LEDベースライト 40Wタイプ	ERK9638W	498NA/WA/WWA, 500NA/WA, 554N/W/WW, 566N/W/WW, 597N/W/WW, 598N/W, 604N/W/WW, 606N/W, 650N/W/WW, 657W/WW, 658W/WW, 659W/WW, 660N/W/WW, 703N/W, 706N/W											
		ERK9639W			ERK9639W									
(8)	LEDベースライト 110Wタイプ	ERK9567W	527N/W, 528N/W, 533N/W, 534N/W	ERK9567W										
		ERK9566W			ERK9566W									
(9)	LEDベースライト 40Wタイプ	ERK9641W	493N/W/WW, 494N/W/WW, 502N/W/WW											
		ERK9561W			ERK9641W									
(10)	LEDベースライト 40Wタイプ	ERK9817W	533NA/WA, 562N/NA/W/WA, 563N/W, 572DA/NA/WA/WWA, 594N/W, 600N/W/WW, 601N/W, 602N/W, 630N/W/WW, 636N/W/WW, 645W/WW, 701N/W, 710N/W, 711N/W											
		ERK9818W			ERK9818W									
(11)	LEDベースライト 40Wタイプ	ERK9393W	498NA/WA/WWA, 500NA/WA, 554N/W/WW, 566N/W/WW, 597N/W/WW, 598N/W, 604N/W/WW, 606N/W, 650N/W/WW, 657W/WW, 658W/WW, 659W/WW, 660N/W/WW, 703N/W, 706N/W	ERK9393W										
		ERK9396W			ERK9396W									
(12)	LEDベースライト 40Wタイプ	ERK9306W	493N/W/WW, 494N/W/WW, 502N/W/WW	ERK9306W										
		ERK9309W			ERK9309W									
(13)	LEDベースライト 20Wタイプ	ERK9307W	493N/W/WW, 494N/W/WW, 495N/W, 496N/W, 502N/W/WW, 503N/W	ERK9307W										
		ERK9308W			ERK9308W									
(14)	LEDベースライト 40Wタイプ	ERK9310W	497N/W/WW, 498N/W/WW, 504N/W/WW											
		ERK9311W			ERK9311W									
(15)	LEDベースライト 40Wタイプ	ERK9474W	542N/W											
		ERK9475W			ERK9474W									
(16)	LEDベースライト 40Wタイプ	ERK9491W	(LEDユニット付きセット商品)											
		ERK9488W			ERK9488W									
6A	光を放射する光源ユニットと、			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
6B	前記光源ユニットから放射される光を照明空間に向けて反射する反射部材とを備え、			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
6C	前記光源ユニットと前記反射部材との間に、前記照明空間に向けて開口する凹所が形成された照明器具であって、			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
6D	前記光源ユニットは、基板に実装された1乃至複数の発光素子と、			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
6E	前記基板が取り付けられる取付部材と、			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
6F	透光性を有し且つ前記発光素子を覆うように前記取付部材に取り付けられるカバー部材とを具備し、			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
6G	前記カバー部材は、主部と、			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
6H	前記主部の幅方向における両端部より互いに並行するように前記照明空間と反対側に突出した第1突壁部及び第2突壁部と、			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
6I	前記第1突壁部及び前記第2突壁部の各々から外側に延出して前記凹所の開口面と重なる延出部とを有し、			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
6J	前記凹所は、少なくとも前記第1突壁部又は前記第2突壁部と対向する内壁面が反射面となっていることを特徴とする			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
6K	照明器具。			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

(別添)

被告製品 6 の構成 (原告パナソニックの主張)

- 5           6a 光を放射する LED ユニットと (別紙 3 物件説明書構成 6-①) ,
- 6b 前記 LED ユニットから放射される光を照明空間に向けて反射する反射  
          板とを備え (同構成 6-①) ,
- 6c 前記 LED と前記反射板との間に, 前記照明空間に向けて開口する凹所  
          が形成された照明器具であって (同構成 6-②) ,
- 10          6d 前記 LED ユニットは, 基板に実装された複数の LED と (同構成 6-  
          ④) ,
- 6e 前記基板が取り付けられる取付部材と (同構成 6-④)
- 6f 乳白色のポリカーボネートからなり且つ前記 LED を覆うように前記取付  
          部材に取り付けられるカバー部材とを具備し (同構成 6-④) ,
- 15          6g 前記カバー部材は, 主部と (同構成 6-⑩)
- 6h 前記主部の幅方向における両端部より互いに並行するように前記照明空  
          間と反対側に突出した突壁部 a 及び突壁部 b と (同構成 6-⑩, 6-⑪) ,
- 6i 前記突壁部 a 及び前記突壁部 b の各々から外側に延出して前記凹所の開  
          口面と重なる延出部とを有し (同構成 6-⑫, 6-⑭) ,
- 20          6j 前記凹所は, 少なくとも前記突壁部 a 又は前記突壁部 b と対向する内壁  
          面が白色塗装されていることを特徴とする (同構成 6-⑮)
- 6k 照明器具 (構成 6-⑮) 。

以 上

(別添)

被告製品 6 の構成 (被告の主張)

- 5           6a' 光を放射する 1 個の LED ユニットと、
- 6b' 前記 LED ユニットから放射される光を照明空間に向けて反射する器具  
          本体の反射板部とを備え、
- 6c' 前記 LED ユニットと前記器具本体の反射板部の間に、カバー部材のベ  
          ース部一部、配光制御部、及び主部両脇一部に向けて開口する前記器具本  
10           体の幅方向で最大でその両脇に各数ミリ幅の遊びの隙間が形成された照明  
          器具であって、
- 6d' 前記 LED ユニットは、基板に実装された複数の LED と、
- 6e' 前記基板が取り付けられる取付部材と、
- 6f'-1 オプティカルタイプ以外のカバー部材の被告製品 6 にあっては、乳白  
15           色のポリカーボネートからなり且つ前記 LED を覆うように前記取付部材  
          に取り付けられるカバー部材とを具備し、
- 6f'-2 オプティカルタイプのカバー部材の被告製品 6 にあっては、透明なポ  
          リカーボネートからなり且つ前記 LED を覆うように前記取付部材に取り  
          付けられるカバー部材とを具備し、
- 20           6g' 前記カバー部材は、主部と、
- 6h' 前記主部の幅方向における両端部に位置する配光制御部の幅方向にお  
          ける両端部に位置するベース部より互いに並行するように前記照明空間と  
          反対側に突出した突壁部 a 及び b と、
- 6i' 前記突壁部 a 及び前記突壁部 b の各々から外側に膨出して前記遊びの隙  
25           間の開口面に重なる主部の両脇一部、配光制御部、及びベース部を有し
- 6j'-1 片面白色のカラー鋼板使用のトラフ形 3 機種を除く被告製品 6 にあつ

ては，前記遊びの隙間は，前記 LED ユニット並びに前記開口面と対向する内壁面が白色塗装されていることを特徴とし，

6j'-2 片面白色カラー鋼板使用のトラフ形3機種にあっては，前記遊びの隙間は，前記 LED ユニット並びに前記開口面と対向する内壁面がカラー鋼板裏面の灰緑色であることを特徴とする

5

6k' 照明器具

以 上



(別紙 11)

本件特許権 7 関係の請求に関する事実及び理由

第 1 前提事実 (争いのない事実及び弁論の全趣旨より容易に認定できる事実)

5 1 本件特許権 7

原告パナソニックは、以下の特許権 (本件特許権 7) を有する。

特許番号 特許第 5486727 号

発明の名称 光源ユニット及び照明器具

出願日 平成 25 年 11 月 15 日

10 分割の表示 特願 2013-42062 号の分割

原出願日 平成 25 年 3 月 4 日 (以下「本件原出願日」という。)

登録日 平成 26 年 2 月 28 日

15 特許請求の範囲 別添特許公報 (甲 7 の 2) の特許請求の範囲請求項 1 に記載のとおり (以下、同請求項記載の発明を「本件発明 7」という。また、本件特許 7 に係る願書に添付した明細書及び図面を「本件明細書 7」という。)

2 構成要件の分説

本件発明 7 をそれぞれ構成要件に分説すると、別添「特許権 7 充足論一覧表」の「構成要件」の「7A」～「7I」の各欄に記載のとおりである。

3 被告の行為

20 (1) 被告は、業として、遅くとも平成 26 年 3 月 1 日から、被告製品 6 の製造、販売又は販売の申出をそれぞれ開始した。

被告製品 6 について、別紙 2 物件目録記載の器具本体の型番、適合ユニットの型番及び製品の形 (型) の対応関係は、別添「特許権 7 充足論一覧表」の「被告製品 6」の各欄記載のとおりである (なお、灰色の塗り潰し部分は本件の対象ではない。)

25

(2) 被告製品 6 の構成

原告パナソニックが主張する被告製品6の構成は、別添「被告製品6の構成（原告パナソニックの主張）」記載のとおりであり、被告製品6-(14)を除き、概ね争いがない。

#### 4 構成要件の充足

5 被告製品6-(14)を除く被告製品6が本件発明7の各構成要件を充足することは、当事者間に争いがない。被告製品6-(14)につき、構成要件の充足に争いがあるのは、別添「特許権7充足論一覧表」に「争」の記載がある構成要件7C~E及びHである。

#### 5 争点

10 (1) 本件特許権7関係の請求に固有の争点

ア 構成要件の充足性（被告製品6-(14)について）

(ア) 構成要件7C及びDの充足性（争点1）

(イ) 構成要件7E及びHの充足性（争点2）

イ 無効理由の有無

15 (ア) 無効理由1（旧iDシリーズ発明の公然実施による新規性欠如）の有無（争点3）

(イ) 無効理由2（旧iDシリーズ発明を主引用例とする進歩性欠如）の有無（争点4）

(2) 本件特許権2~4及び6関係の請求と共通の争点

20 損害額（争点5）

## 第2 争点に関する当事者の主張

1 構成要件7C及びDの充足性（争点1）

（原告パナソニックの主張）

(1) 「電源装置がそれぞれ配置される」（構成要件7D）の意義

25 特許請求の範囲の記載によれば、本件発明7の「電源装置」（構成要件7D）は、板状の取付部材に「配置される」と共に、取付部材の底面部と一対の側面部とで

「形成される空間内に配置され」るものである。

「配置」とは、「それぞれの位置に割り当てること、割り当てられた位置・持場・受持」であり、「位置」とは、「ある人・物・事柄が、他との関係もしくは全体との関係で占める場所、あるいは立場」を意味する。

5 そうすると、本件発明7の特許請求の範囲の文言上、電源装置が取付部材に「固定」されていることは求められていない。むしろ、本件発明7の構成要件7Aは「取り付け」という文言を使用しているのに対し、同7Dは、敢えて「配置」との文言を用いていることを踏まえると、特許請求の範囲の記載は、物理的な固定を意味する「取り付け」と最終的な割り当て場所を意味し物理的固定を要しない「配置」  
10 とを使い分けている。

本件発明7の作用効果との関係でも、端子台と電源装置との接続方法を容易にし、事後的に機能を追加できるようにすることで作業性の向上を図るという本件発明7の作用効果にとって、端子台と電源装置との接続方法こそが重要であり、電源装置の位置は、取付部材の底面部と一対の側面部とで形成される空間内に占める場所に  
15 割り当てられていれば足り、電源装置が器具本体又は取付部材のいずれに固定されているかは本件発明7の作用効果に影響しない。

したがって、本件発明7の「電源装置が…配置される」（構成要件7D）とは、取付部材の底面部と一対の側面部とで形成される空間内に占める場所に割り当てられていることで足りる。

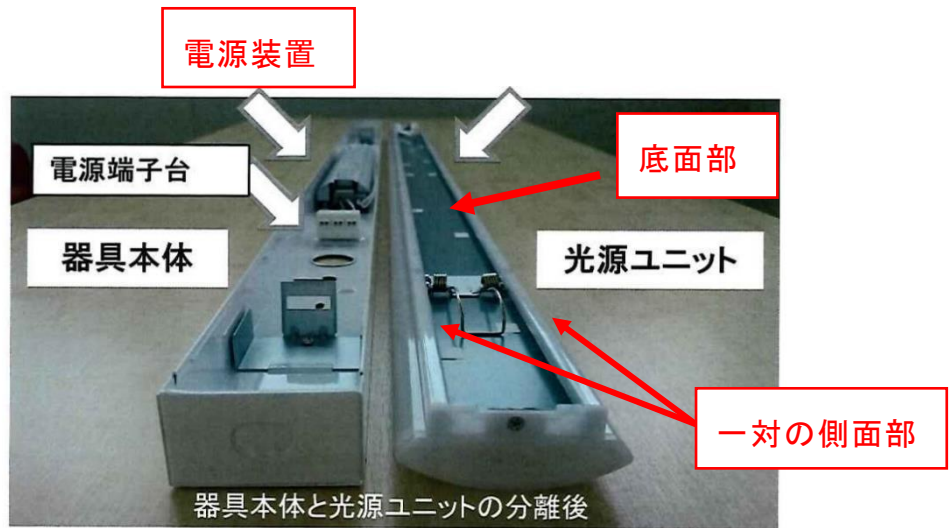
20 (2) 構成要件の充足

被告製品6-(14)の電源装置は、以下のとおり、光源ユニット、電源装置及び器具本体が本件明細書記載の順で配列されており、取付部材の底面部と一対の側面部とで形成される空間に占める場所に割り当てられて存在している。

したがって、被告製品6-(14)は、本件発明7の構成要件7C及びDを充足する。

25

5



(被告の主張)

10 (1) 特許請求の範囲の記載

ア 特許請求の範囲の記載によれば、本件発明7の「光源ユニット」は、「光源ユニットであって」（構成要件7A）とされた上で、「前記光源に対して点灯電力を供給する電源装置と」（同7C）、「一面側に前記光源、他面側に前記電源装置がそれぞれ配置される板状の取付部材と」（同7D）、「前記電源装置に電気的に  
15 接続され且つ前記端子台からの第1コネクタに着脱自在に接続される第2コネクタとを備え」（構成要件7E）とされている。したがって、その文理上、「光源ユニット」の構成は、「取付部材」に「配置された」「電源装置」を備えていると評価できるものであることが必要である。

また、構成要件7Dは、「取付部材」につき、「板状の」とすることで「面としての広がり」を有する薄い部材」として形状を特定し、そのような「取付部材」の一面側に光源、他面側に電源装置を「配置」すなわちそれぞれの位置を割り当てることとしている。これによれば、「電源装置」は、取付部材の他面上に位置すると理解するのが通常であり、他面側の方向に存在すればよいと解釈することは通常ではない。  
20

イ 本件明細書7における本件発明7の作用効果の記載は、第1コネクタ及び第2コネクタに係る構成要件7A及びEに基づく作用効果を説明したものに過ぎず、  
25

構成要件 7C 及び D に関する作用効果の充足性とは関連性がない。したがって、本件発明 7 の作用効果を奏するからといって、構成要件 7C 及び D を充足するとはいえない。

5 ウ 以上より、本件発明 7 の「電源装置が…配置される」（構成要件 7D）とは、「取付部材」の「他面」上に電源装置が位置することを意味する。

## (2) 構成要件の非充足

被告製品 6-(14)の電源装置は、器具本体側に配置されており、取付部材の他面に配置されていないから、同製品の光源ユニットは本件発明 7 の「電源装置」（構成要件 7C, D）を有しない。

10 したがって、被告製品 6-(14)は、本件発明 7 の構成要件 7C 及び D を充足しない。

## 2 構成要件 7E 及び H の充足性（争点 2）

（原告パナソニックの主張）

### (1) 「コネクタ」（構成要件 7E 及び H）の意義

15 「コネクタ」とは、一般に、「連結器、継ぎ手」を意味し、本件発明 7 の「コネクタ」（構成要件 7E, H）もこの意味である。

### (2) 構成要件の充足

被告製品 6-(14)において、端子台は、当初から物理的及び電氣的に電源装置と接続された状態で販売されているのではなく、ストリップゲージ等の接続部を備える端子台に電源装置を接続することにより、端子台と電源装置との電氣的接続を実現している。この接続部は、端子台が備えているべき不可欠な部品ではない。すなわち、被告製品 6-(14)において、同接続部は、あくまで電源装置との電気接続を容易にするための連結器として用いられている。

25 また、電源装置に設置され端子台の接続部に接続させるために設けられた電源線は、電源装置と端子台との「継ぎ手」として機能している。



5

したがって、被告製品6-(14)の端子台に備えられた接続部及び電源装置側における電源線がそれぞれ、本件発明7の構成要件7E及びHの「第1コネクタ」及び「第2コネクタ」に相当することから、被告製品6-(14)は構成要件7E及びHを充足する。

10 (被告の主張)

(1) 「コネクタ」(構成要件7E及びH)の意義

照明器具の技術分野において、「第1コネクタ」と「第2コネクタ」との2つのコネクタが特定されている場合、当業者は、これらの用語につき、「コネクタ」同士が雄・雌の接続端となって連結する用語を意味するものと理解するのが通常である。本件明細書7においても、一貫して「コネクタ」による接続については「第1コネクタ」と「第2コネクタ」とが接続される構成が示されているところ、本件特許7の出願当時の技術常識として、2つの「コネクタ」を用いる接続は、コネクタ同士の接続である。

また、本件発明7の構成要件7Eにおいて、「第1コネクタ」は電源線が接続された「端子台からの」と特定されており、これは、端子台への電源線差込口等での受入れを指す用語ではない。また、「第2コネクタ」は、当該第1コネクタに対して「着脱自在に接続されるもの」と特定されており、これは、端子台に固定される電源装置への通常の電線を指す用語ではない。

(2) 被告製品6-(14)の構成

25 被告製品6-(14)では、電源装置と電源端子台との間の電気的な接続にコネクタを用いておらず、端子から直接接続されており、光源ユニットから受電用コネクタ

一に接続されるのは、電源装置からの出力コネクタである。すなわち、被告製品 6-(14)は、電源線及びアース線だけを端子台の一端の差込口に挿入して接続されるものであり、電源線と端子台とが電源線差込口で着脱自在に接続されているとはいっても、電源装置と端子台との間がコネクタにより着脱自在に接続されているとは評価できない。



### 10 (3) 構成要件の非充足

上記のとおり、被告製品 6-(14)は、端子台の一端の電源線差込口に電源線を差し込む形で接続されているものであり、これを「コネクタ」と見ることはできず、ましてや、電源線が接続された「端子台からの第1コネクタ」と、これに「着脱自在に接続される第2コネクタ」の接続と見ることはできない。すなわち、被告製品 6-(14)は、構成要件 7E 及び H の構成を有しない。

したがって、被告製品 6-(14)は、構成要件 7E 及び H を充足しない。

3 無効理由 1 (旧 iD シリーズ発明の公然実施による新規性欠如) の有無 (争点 3)

(被告の主張)

20 (1) 原告パナソニックは、平成 24 年 12 月に、「一体型 LED ベースライト iD シリーズ」という名称の各製品 (以下「旧 iD シリーズ製品」という) を発売した。

25 なお、被告は、平成 25 年 1 月 30 日に、平成 24 年 12 月 7 日製造に係る旧 iD シリーズ製品の逆富士形の器具本体 (型番 NNFK90515。ただし、端子台及び端子台から第 1 コネクタ相当品は紛失。) 及び同月 25 日製造に係る LED ライトバーユニットを入手した (以下、これらを合わせて「被告保有旧 iD シリーズ製品」という。))。

(2) 旧 iD シリーズ製品に係る発明（以下「旧 iD シリーズ発明」という。）の構成

旧 iD シリーズ発明の構成は、以下のとおりである。

5 7A' 外部からの電源線が接続される端子台が底面部に取り付けられた凹部を有する長尺状の器具本体に対して、少なくとも一部が前記凹部に収容された状態で取り付けられる光源ユニットであって、

7B' 光源と、

7C' 前記光源に対して点灯電力を供給する電源装置と、

10 7D' 一面側に前記光源、他面側に前記電源装置がそれぞれ配置される板状の取付部材と、

7E' 前記電源装置に電氣的に接続され且つ前記端子台からの第 1 コネクタに着脱自在に接続される第 2 コネクタとを備え、

15 7F' 前記取付部材は、長尺且つ矩形板状に形成され、一面に前記光源が取り付けられる底面部と、前記底面部の幅方向における両側から前記底面部に対して前記光源と反対側で且つ前記底面部と交差する方向に突出する一対の側面部とで構成され、

7G' 前記電源装置は、前記取付部材の前記底面部と一対の前記側面部とで形成される空間内に配置され、

20 7H' 前記器具本体に取り付けられた状態では、前記第 1 コネクタに接続された前記第 2 コネクタが前記器具本体の前記凹部の前記底面部と前記取付部材の前記底面部とで囲まれる空間内に収められることを特徴とする

7I' 光源ユニット

25 なお、端子台からの第 1 コネクタの向きについては、これが電源装置の方に向いているか否かにかかわらず、第 1 コネクタと第 2 コネクタは電氣的に接続され、かつ、当該接続はコネクタの技術常識として着脱自在に行われるものであるから、第 1 コネクタの向きは相違点に当たらない。



(3) 以上によれば、旧 iD シリーズ発明の各構成 7A'～7I'は、本件発明 7 の構成要件 7A～7I の全てに相当する構成を備えているといえる。

したがって、本件発明 7 は、本件原出願日前に日本国内において公然実施をされた発明であるから、本件特許 7 は、法 29 条 1 項 2 号に違反してされたものであり、  
5 特許無効審判により無効にされるべきものである（法 123 条 1 項 2 号）。そうである以上、原告パナソニックは、被告に対し、本件特許権 7 を行使することはできない（法 104 条の 3 第 1 項）。

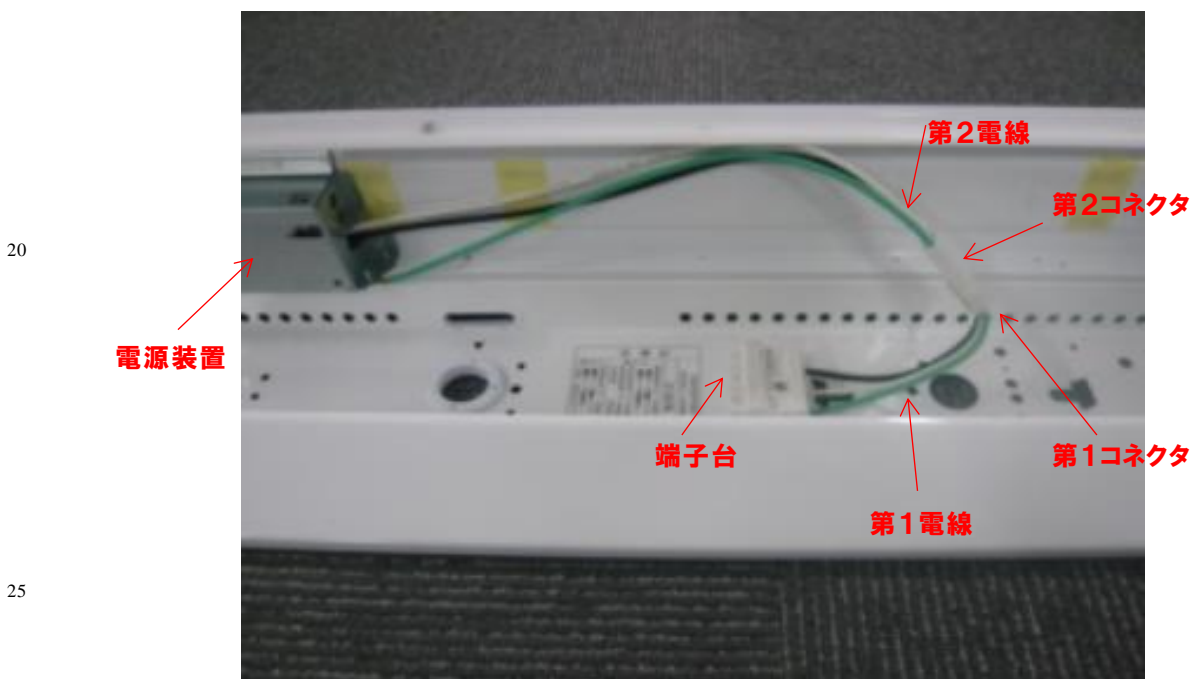
（原告パナソニックの主張）

(1) 旧 iD シリーズ製品が本件原出願日前に販売されていたこと、旧 iD シリーズ  
10 製品の構成が構成 7A'～7D'及び 7F'～7I'のとおりであること並びに旧 iD シリーズ製品の上記各構成が本件発明 7 の構成要件 7A～D 及び F～I に相当することは、いずれも認める。

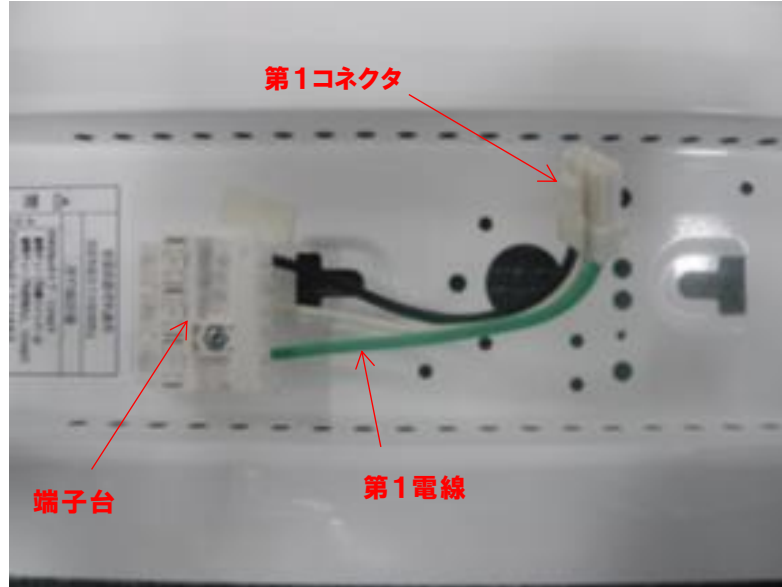
(2) 旧 iD シリーズ製品のその余の構成

旧 iD シリーズ製品における端子台、第 1 コネクタ及び第 2 コネクタの位置関係  
15 は、以下の写真 1 及び 2 のとおりである。

【写真 1】



【写真 2】



すなわち、旧 iD シリーズ製品の第 1 コネクタは、電源装置と反対方向に向かうようにして設けられている点に特徴を有するものである。また、同製品においては、第 1 電線を固定することによって、第 1 コネクタの向きを第 2 コネクタ側（電源装置側）に固定するなどの対応も取られていない。

したがって、旧 iD シリーズ製品は、被告主張に係る構成 7E'ではなく、「前記電源装置に電氣的に接続され且つ前記端子台には第 2 コネクタが備えられているところ、同第 2 コネクタは、電源装置と相反する方向に向けて設けられた第 1 コネクタに接続可能であり、」との構成 7E''を有する。

(3) 「端子台からの」及び「着脱自在」（構成要件 7E）の意義

ア 本件明細書 7 の記載によれば、本件発明 7 は、作業性の向上をその目的とし、その施工手順として、端子台が設けられた器具本体を天井に固定し、その状態から、端子台に接続された雌型コネクタ（第 1 コネクタ）に、光源ユニット側に設けられた電源ユニットに接続された雄型コネクタ（第 2 コネクタ）を接続することとされている。この場合、作業者は、天井を見上げるようにして設置作業を強いられることから、作業の際の安定性に欠け、また、設置を試みる器具本体と光源ユニットの

間の空間については視認性が悪いものとなる。

したがって、作業性の向上という本件発明7の効果を奏するためには、極めて容易に第1コネクタと第2コネクタを接続し得る必要があり、第1コネクタの接続部が電源装置側方向に向いて固定されているものに限って、「着脱自在」との要件を  
5 充たすものと解される。

イ 特許請求の範囲の記載によれば、第2コネクタは、第1コネクタに着脱自在に接続されるだけでなく、「前記端子台からの第1コネクタに」着脱自在に接続されるものとされている。

「から」という助詞は、「(場所を示す語について)動作の経由点を示す。」、  
10 「起点となる場所・時を示す」を意味するものとされている。このことと、「作業性の向上」という本件発明7の作用効果から、「端子台からの第1コネクタ」(構成要件7E)とは、第1コネクタが第2コネクタ(電源装置)の方向を向いているように設けられ、又は固定されていることにより、容易に第2コネクタと接続し得る状態にあることを意味すると解される。

#### 15 (4) 相違点の存在

上記(2)のとおり、旧 iD シリーズ製品の構成7E'において、第1コネクタは、電源装置と反対方向に向かうようにして設けられ、また、固定されていない。さらに、旧 iD シリーズ製品の第2コネクタは、「端子台からの第1コネクタに」接続されるものではなく、また、第2コネクタが第1コネクタに「着脱自在に接続される」  
20 ものではない。

#### (5) 小括

このように、旧 iD シリーズ製品と本件発明7は構成を異にするため、本件発明7は、旧 iD シリーズ製品の公然実施を理由として新規性を欠くとはいえない。

4 無効理由2(旧 iD シリーズ発明を主引用例とする進歩性欠如)の有無(争  
25 点4)

(被告の主張)

(1) 旧 iD シリーズ発明と本件発明 7 の相違点について

被告保有旧 iD シリーズ製品は、器具本体側の端子台及び端子台からの第 1 コネクタを紛失している。仮にこの点（構成 7A' の欠如）をもって本件発明 7 との相違点とした場合でも、以下のとおり、同相違点に係る構成につき、被告保有旧 iD シリーズ製品に係る発明（以下「被告保有旧 iD シリーズ発明」という。）から本件発明 7 を想到することは容易であるから、本件特許 7 は、法 29 条 2 項に違反してされたものであり、特許無効審判により無効にされるべきものであって（法 123 条 1 項 2 号）、原告パナソニックは、被告に対し、本件特許権 7 を行使することはできない。

(2) 副引用例である NNF44101 製品について

原告パナソニックは、本件原出願日前の平成 24 年 7 月 9 日頃、品番 NNF44101 の製品（以下「NNF 製品」という。）を製造、販売した。

NNF 製品は、器具本体側に端子台及び第 1 コネクタを設けると共に、光源ユニット側に電源装置及び第 2 コネクタを設け、両者の電氣的接続をとる技術を採用している。この NNF 製品は市場でその構成が広く知られていたことから、照明器具の技術分野においては、器具本体の端子台及び端子台からの第 1 コネクタと、光源ユニット側の電源装置からの第 2 コネクタを接続すべき構成は周知慣用技術であったといえる。同技術は、NNF 製品の施工説明書等にも記載されている。

(3) 相違点に係る構成の容易想到性

被告保有旧 iD シリーズ製品を含む旧 iD シリーズ製品は、電源装置を器具本体側ではなく光源ユニット側に配置し、天井直付けの照明器具として器具本体に設けた電源線の引き込み穴より電源線を引き込む構成であることから、器具本体側と光源ユニット側との電氣的接続をとるため両者を接続するという課題を有する。被告保有旧 iD シリーズ製品には、光源ユニット側の電源装置及び電源装置からの第 2 コネクタが残存していることから、これに触れた当業者にとって、電源装置及び第 2 コネクタと接続するために、NNF 製品に見られる上記周知慣用技術を適用し、本件

発明 7 と同一の発明を想到することは容易である。

仮に、端子台からの第 1 コネクタの向きについて、施工の際に不便という観点から本件発明 7 の「着脱自在」（構成要件 7E）に当たらないとしても、そのような施工上の不便は端子台の向きを逆にすれば解消するに足り、このことは容易に想到し得る。

（原告パナソニックの主張）

そもそも、NNF 製品という一つの公然実施品について記載した取扱説明書等から、端子台及び端子台からの第 1 コネクタと光源ユニット側の電源装置からの第 2 コネクタとを接続するという構成が周知慣用技術であったと裏付けることはできない。また、NNF 製品の取扱説明書を見ても、同製品において端子台からの第 1 コネクタ（電源用コネクタ）が電源装置の方向を向いて設けられているかは明らかではない。

前記のとおり、本件発明 7 の構成要件 7E は第 1 コネクタの接続部が電源装置方向（第 2 コネクタ側）を向いて設けられていることを意味するところ、旧 iD シリーズ製品に NNF 製品の技術を適用しても、本件発明 7 の構成に至るものではない。

加えて、旧 iD シリーズ製品は公然実施品であって、所定の文言により表現された発明ではなく、旧 iD シリーズ製品に NNF 製品に係る技術を適用することの示唆もなければ、動機付けの前提としての具体的課題も明らかにされていない。

以上のとおり、本件発明 7 は、旧 iD シリーズ製品に NNF 製品に係る技術を適用することによって容易に想到し得るものではない。

5 損害額（争点 5）

（原告パナソニックの主張）

別紙 6 「本件特許権 2 関係の請求に関する事実及び理由」の第 2 「4」（原告パナソニックの主張）(1)及び(3)のとおり。

（被告の主張）

否認ないし争う。

第 3 当裁判所の判断

1 無効理由1（旧 iD シリーズ発明の公然実施による新規性欠如）の有無（争点3）

事案に鑑み、まず、旧 iD シリーズ発明の公然実施による新規性欠如の有無（争点3）について検討する。

5 (1) 公然実施

旧 iD シリーズ製品が本件原出願日前に販売されていたことは、当事者間に争いがない。

(2) 旧 iD シリーズ発明の構成と本件発明7の構成要件7A～D、F～Iの対比

10 旧 iD シリーズ発明が構成7A'～7D'及び7F'～7I'の構成を有すること及び各構成が本件発明7の構成要件7A～D、F～Iに相当することは、当事者間に争いがない。

(3) 本件発明7の「端子台からの」及び「着脱自在」（構成要件7E）の意義

ア 特許請求の範囲の記載について

15 特許請求の範囲の記載によれば、まず、本件発明7の「第1コネクタ」は、「外部からの電源線が接続される端子台」（構成要件7A）「からの」（同7E）もの、すなわち上記「端子台」を起点として存在するものであることが理解される。他方、本件発明7の「第2コネクタ」は、「前記電源装置に電氣的に接続され…第1コネクタに着脱自在に接続される」ものであり（同7E）、かつ、「前記電源装置」（同7G）が「前記器具本体に取り付けられた状態では、前記第1コネクタに接続された」状態で「前記器具本体の前記凹部の前記底面部と前記取付部材の前記底面部とで囲まれる空間内に収められる」ものである（同7H）ことが理解される。

20 もっとも、特許請求の範囲の記載からは、「第1コネクタ」が「端子台」を起点として向かう方向や「第2コネクタ」が「第1コネクタに着脱自在に接続される」にあたっての具体的な接続態様については明示されておらず、また、これをうかがわせる記載も見当たらない。

25 イ 本件明細書7の記載について

(ア) 本件明細書7の記載によれば、本件発明7の解決すべき課題及び発明の効果

は、以下のとおりである。

すなわち、従来の天井直付け型の照明器具は、吊りボルトにより天井に直付けされる器具本体と、器具本体に対して着脱自在に取り付けられる光源部とを備え、器具本体に、天井裏に先行配線された電源線が接続される端子台と、光源部に対して点灯電力を供給する電源装置とが取り付けられ、さらに端子台と電源装置の間が電線により接続されている（【0002】）。しかし、この照明器具は、設置した後に機能を追加することができないため、機能を追加する要望があった場合、その機能を付加した照明器具を新たに設置することとなり、その結果、コストアップになると共に作業工数が増加するという問題があった（【0004】）。本件発明7は、このような問題点を解決すべき課題とし、作業性を向上させた光源ユニット及び照明器具を提供することを目的とするものであって（【0005】）、本件発明7の構成によれば、端子台に電氣的に接続された第1コネクタと、電源装置に電氣的に接続された第2コネクタとを接続するだけで、端子台と電源装置とを電氣的に接続することができ、作業性が向上するという効果がある（【0010】）。

(i) 本件明細書7記載の実施例としては、以下のものが示されている。

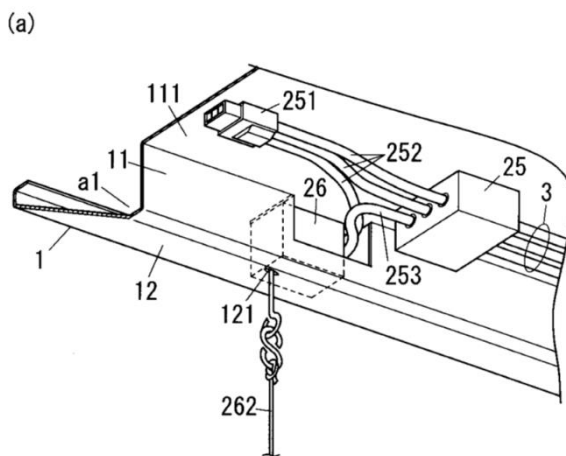
すなわち、「電源装置24は、電源基板241と、電源基板241を収納するための収納ケース242とを有する。…電源基板241は、図2(a)に示すように、3本の電線244を介して電氣的に接続された雄型コネクタ243を有している」（【0025】）。

「端子台25は、図1(a)及び図2(a)に示すように、電源装置24の雄型コネクタ243に着脱自在に接続される雌型コネクタ251を有し、雌型コネクタ251には3本の電線252が接続されている」（【0027】）。「そのうち2本の電線252の端部は端子台25の出力端に接続され、残りの1本の電線252の端部はプルスイッチ26に内蔵された接点261の一端に接続されている。また、接点261の他端には電線253が接続され、電線253の他端は端子台25の出力端に接続されている」（【0028】）。

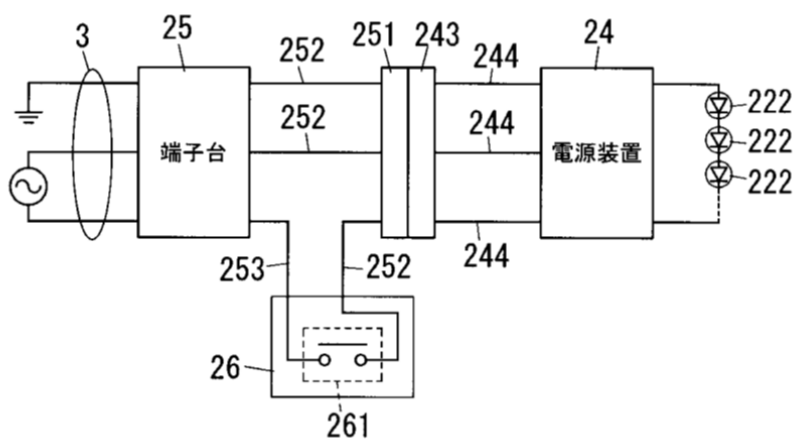
「本実施形態では、端子台25に接続される電線252、253により第1電線が構成され、第1電線の先端に設けられた雌型コネクタ251により第1コネクタが構成さ

れている。また本実施形態では、電源装置 24 に接続される電線 244 により第 2 電線が接続され、第 2 電線の先端に設けられた雄型コネクタ 243 により第 2 コネクタが構成されている」（【0032】）。

【図 1(a)】



【図 2(a)】



また、このような構成の照明器具 A の施工手順については、端子台 25 及びプルスイッチ 26 が予め器具本体 1 に取り付けられていることを前提として（【0035】）、天井裏に先行配線された「電源線 3 の端部を端子台 25 に接続し、さらに端子台 25 の雌型コネクタ 251 と電源装置 24 の雄型コネクタ 243 を接続する」（【0036】）とされている。

このような実施例の効果については、「本実施形態の照明器具 A によれば、端子台 25 と電源装置 24 の間にプルスイッチ 26 を接続することで、光源ユニット 2 へ



の給電を入／切する機能を追加することができる。しかも、端子台 25 と電源装置 24 の間にプルスイッチ 26 を接続するだけでいいので、コストアップ及び作業工数の増加を抑えることができる。」（【0038】），「本実施形態の照明器具 A のように、機能部品であるプルスイッチ 26 を器具本体 1 に取り付けられた場合には、器具本  
5 体 1 に取り付けられた端子台 25 との間を接続する電線 252, 253 の長さを短くすることができる。」（【0039】）とされている。

さらに、他の実施例として、プルスイッチ 26 ではなくセンサ類を機能部品とした場合における雄型コネクタ 243 及び雌型コネクタ 251 とセンサ 27, 接続ケーブル 28 及び 29 の各コネクタとの接続（【0041】）について、「センサ 27 の検出結果に  
10 応じて電源装置 24 への給電をオン／オフすることができる。また、…コネクタ同士を接続するだけでいいので、センサ 27（機能部品）の追加又は電源の直結を容易に切り替えることができる。」（【0042】）とする。

加えて、端子台 25 の雌型コネクタ 251 に接続される雄型コネクタ（第 1 接続部）と、電源装置 24 の雄型コネクタ 243 に接続される雌型コネクタ（第 2 接続部）を  
15 プルスイッチ 26 に設け、端子台 25 とプルスイッチ 26 の間及び電源装置 24 とプルスイッチ 26 の間をそれぞれコネクタで接続する例（【0044】）については、「プルスイッチ 26 を追加する際には、端子台 25 の雌型コネクタ 251 と電源装置 24 の雄型コネクタ 243 の接続を解除する。そして、端子台 25 の雌型コネクタ 251 をプル  
20 スイッチ 26 の雄型コネクタに接続するとともに、電源装置 24 の雄型コネクタ 243 をプルスイッチ 26 の雌型コネクタに接続することで、容易に機能を追加することができる。」（【0045】）としている。

(ウ) このほか、「第 1 コネクタ」及び「第 2 コネクタ」に関する本件明細書 7 の記載としては、以下のものがある。

・「本実施形態の光源ユニット 2 は、LED222（光源）と、電源装置 24 と、取付  
25 部材 21 と、雄型コネクタ 243（第 2 コネクタ）とを備える。…雄型コネクタ 243 は、電源装置 24 に電氣的に接続され且つ外部からの電源線 3 が接続される端子台 25 か

らの雌型コネクタ 251（第 1 コネクタ）に着脱自在に接続される。」（【0046】）

・「本実施形態の光源ユニット 2 のように、端子台 25 が取り付けられた器具本体 1 に取り付けられるのが好ましい。この場合、雌型コネクタ 251 は電線 252、253（第 1 電線）を介して端子台 25 に接続され、雄型コネクタ 243 は電線 244（第 2 電線）を介して電源装置 24 に接続される。そして、電源装置 24 は、雌型コネクタ 251 と雄型コネクタ 243 とを接続することで端子台 25 との間が電氣的に接続される。」（【0047】）

・「本実施形態の照明器具 A は、器具本体 1 と、光源ユニット 2 と、端子台 25 からの雌型コネクタ 251（第 1 コネクタ）と、雄型コネクタ 243（第 2 コネクタ）とを備える。…雄型コネクタ 243 は、電源装置 24 に電氣的に接続され且つ雌型コネクタ 251 に着脱自在に接続される。」（【0048】）

・「本実施形態の照明器具 A のように、雌型コネクタ 251 は電線 252、253（第 1 電線）を介して端子台 25 に接続され、雄型コネクタ 243 は電線 244（第 2 電線）を介して電源装置 24 に接続されるのが好ましい。この場合、電源装置 24 は、雌型コネクタ 251 と雄型コネクタ 243 とを接続することで端子台 25 との間が電氣的に接続される。」（【0049】）

(E) 本件明細書 7 の上記各記載を参酌すると、本件発明 7 は、外部からの電源線が接続され、器具本体に取り付けられた端子台に第 1 コネクタが第 1 電線を介して電氣的に接続される一方で、光源ユニットが具備する電源装置に第 2 コネクタが第 2 電線を介して電氣的に接続されるという構成を採用することにより、第 1 コネクタと第 2 コネクタを接続するだけで端子台と電源装置との間を電氣的に接続できることとしたものであることが理解される。また、その接続の態様として、第 1 コネクタ及び第 2 コネクタの接続部をそれぞれ雄型・雌型とすることで、容易に両者の接続ないし接続の解除をし得ると共に、プルスイッチやセンサ類といった機能部品の追加等を容易に行い得ることが示されているものと理解される。もっとも、これを  
実現する態様として、第 1 コネクタが端子台を起点として向くべき方向や第 1 コ

ネクタの固定の可否を限定する趣旨の具体的な記載ないしこれを示唆する記載は見当たらない。

加えて、雄型コネクタ（第2コネクタ）が雌型コネクタ（第1コネクタ）に「着脱自在」とされている点（【0046】，【0048】）については、雄型・雌型という組合せを採用していることそれ自体により、本件明細書7記載の従来技術に比して一定程度の着脱の容易さが実現され、作業性が向上していると見られる上、機能部品の追加等も容易に行い得るといふ効果も奏しているといえる。しかも、第1コネクタと第2コネクタとの接続の容易性は、第1コネクタの向く方向や固定の有無によって左右され得るとしても、第1電線や第2電線の長さ、追加される機能部品の配置その他の要因によっても少なからず影響を受けるものと推察される。

そうすると、本件明細書7においては、第1コネクタが端子台を起点として向くべき方向や第1コネクタの固定の可否を限定する趣旨は示されておらず、第1コネクタと第2コネクタとが相互に容易に接続ないし接続解除し得る態様で構成されていることをもって、「着脱自在」と表現されているものと理解するのが相当である。

ウ 以上のような本件発明7に係る特許請求の範囲及び本件明細書7の記載を踏まえると、本件発明7の構成要件7Eの「端子台からの第1コネクタ」とは、端子台を起点として第1コネクタが設けられていることを意味し、また、同構成要件の「着脱自在」とは、第1コネクタと第2コネクタを相互に容易に接続ないし接続解除し得る態様となっていることを意味するものと解されるのであって、第1コネクタが端子台を起点として向くべき方向や第1コネクタの固定の可否は限定されないというべきである。これに反する原告パナソニックの主張は採用できない。

#### (4) 旧 iD シリーズ発明の構成について

証拠（甲28）及び弁論の全趣旨によれば、旧 iD シリーズ発明は、前記写真1のとおり、器具本体に取り付けられた端子台を起点とする第1電線の先端に設けられた第1コネクタが、光源ユニット内に配置された電源装置に電氣的に接続された第2電線の先端に設けられた第2コネクタと同一の方向すなわち電源装置と相反す

る方向に設けられていることが認められる。このため、第1コネクタを第2コネクタに接続する場合、第1コネクタを、その取り付けられた方向と逆方向を向くように湾曲させる必要があるものの、このような態様で接続することにつき、配置ゆえに第1コネクタと第2コネクタ相互の接続の容易性を損なう事情は見当たらない。

5 また、第1コネクタと第2コネクタそれぞれは、相互に容易に接続ないし接続解除をし得る態様のものと認められる。

したがって、旧 iD シリーズ発明は、「前記電源装置に電氣的に接続され且つ前記端子台からの第1コネクタに着脱自在に接続される第2コネクタとを備え」（構成 7E'）を有するものと認められる。また、この構成 7E'は、本件発明7の構成要件 10 7E に相当する構成といえる。

したがって、本件発明7と旧 iD シリーズ発明は同一の発明と認められる。

#### (5) 小括

以上より、本件発明7は、本件原出願日（平成25年3月4日）より前に日本国内において公然実施をされた発明であるから、本件特許7は法29条1項2号に違反してされたものであり、特許無効審判により無効にされるべきものといえる。 15

したがって、原告パナソニックは、被告に対し、本件特許権7を行使することができない。

#### 2 まとめ

以上より、その余の点について論ずるまでもなく、原告パナソニックの本件特許 20 権7の侵害に基づく請求は、いずれも理由がない。

以 上

別添 特許公報省略

特許権7充足論一覧表

枝番	器具本体		適合ユニット型番 (RAD-)	逆富士形		トラフ形	下面開放形	反射笠付形	下面開放形(埋込)			白ルーバー形	空調ダクト回避型	ウォールウォッシャー形	
	電力	器具品番		W:230	W:150				W:300	W:220	W:150				
被告製品6	(1)	LEDベースライト 110Wタイプ	ERK9585W ERK9840W ERK9560W ERK9562W	533NA/WA, 562N/NA/W/WA, 563N/W, 572DA/NA/WA/WWA, 594N/W, 600N/W/WW, 601N/W, 602N/W, 630N/W/WW, 635N/W/WW, 645W/WW, 701N/W, 710N/W, 711N/W	ERK9585W ERK9640W	ERK9560W									
	(2)	LEDベースライト 110Wタイプ	ERK9819W ERK9826W	533NA/WA, 562NA/WA, 572DA/NA/WA/WWA, 594N/W, 600N/W/WW, 602N/W, 630N/W/WW, 636N/W/WW, 645W/WW, 701N/W, 710N/710W, 711N/W			ERK9562W		ERK9819W						
	(3)	LEDベースライト 40Wタイプ	ERK9584W ERK9635W ERK9636W ERK9820W ERK9637W ERK9845W ERK9846W ERK9847W	494NA/WA/WWA, 496NA/WA, 553D/N/W/WW, 564N/W/WW, 595D/L/N/W/WW, 596N/W, 603L/N/W/WW, 605N/W, 637L/N/W/WW, 646W/WW, 647W/WW, 648W/WW, 661N/W/WW, 702N/W, 705N/W	ERK9584W ERK9635W ERK9636W	ERK9636W ERK9638W	ERK9638W								
			ERK9563W ERK9638W ERK9639W ERK9567W	498NA/WA/WWA, 500NA/WA, 554N/W/WW, 566N/W/WW, 597N/W/WW, 598N/W, 604N/W/WW, 606N/W, 650N/W/WW, 657W/WW, 658W/WW, 659W/WW, 660N/W/WW, 703N/W, 706N/W		ERK9563W									
			ERK9566W ERK9642W ERK9841W ERK9561W	599N/W, 607N/W, 634N/W	ERK9566W	ERK9641W									
			ERK9563W ERK9638W ERK9639W ERK9567W	498NA/WA/WWA, 500NA/WA, 554N/W/WW, 566N/W/WW, 597N/W/WW, 598N/W, 604N/W/WW, 606N/W, 650N/W/WW, 657W/WW, 658W/WW, 659W/WW, 660N/W/WW, 703N/W, 706N/W		ERK9563W									
			ERK9566W ERK9642W ERK9841W ERK9561W	599N/W, 607N/W, 634N/W	ERK9566W	ERK9641W									
			ERK9563W ERK9638W ERK9639W ERK9567W	498NA/WA/WWA, 500NA/WA, 554N/W/WW, 566N/W/WW, 597N/W/WW, 598N/W, 604N/W/WW, 606N/W, 650N/W/WW, 657W/WW, 658W/WW, 659W/WW, 660N/W/WW, 703N/W, 706N/W		ERK9563W									
	(4)	LEDベースライト 40Wタイプ	ERK9563W ERK9638W ERK9639W ERK9567W	498NA/WA/WWA, 500NA/WA, 554N/W/WW, 566N/W/WW, 597N/W/WW, 598N/W, 604N/W/WW, 606N/W, 650N/W/WW, 657W/WW, 658W/WW, 659W/WW, 660N/W/WW, 703N/W, 706N/W			ERK9563W				ERK9638W	ERK9639W	ERK9567W		
	(5)	LEDベースライト 20Wタイプ	ERK9566W ERK9642W ERK9841W ERK9561W	599N/W, 607N/W, 634N/W	ERK9566W	ERK9641W	ERK9561W								
	(6)	LEDベースライト 110Wタイプ	ERK9817W	533NA/WA, 562N/NA/W/WA, 563N/W, 572DA/NA/WA/WWA, 594N/W, 600N/W/WW, 601N/W, 602N/W, 630N/W/WW, 635N/W/WW, 645W/WW, 701N/W, 710N/W, 711N/W											ERK9817W
	(7)	LEDベースライト 40Wタイプ	ERK9818W	498NA/WA/WWA, 500NA/WA, 554N/W/WW, 566N/W/WW, 597N/W/WW, 598N/W, 604N/W/WW, 606N/W, 650N/W/WW, 657W/WW, 658W/WW, 659W/WW, 660N/W/WW, 703N/W, 706N/W											ERK9818W
	(8)	LEDベースライト 110Wタイプ	ERK9393W ERK9396W	527N/W, 528N/W, 533N/W, 534N/W	ERK9393W	ERK9396W									
	(9)	LEDベースライト 40Wタイプ	ERK9306W ERK9309W	493N/W/WW, 494N/W/WW, 502N/W/WW	ERK9306W										
(10)	LEDベースライト 40Wタイプ	ERK9307W ERK9308W	493N/W/WW, 494N/W/WW, 495N/W, 496N/W, 502N/W/WW, 503N/W	ERK9307W						ERK9309W					
(11)	LEDベースライト 40Wタイプ	ERK9310W	497N/W/WW, 498N/W/WW, 504N/W/WW			ERK9308W									
(12)	LEDベースライト 40Wタイプ	ERK9311W	497N/W/WW, 498N/W/WW, 499N/W, 500N/W, 504N/W/WW, 505N/W							ERK9310W					
(13)	LEDベースライト 20Wタイプ	ERK9474W ERK9475W	542N/W	ERK9474W									ERK9311W		
(14)	LEDベースライト 40Wタイプ	ERK9491W ERK9488W	(LEDユニット付きセット商品)			ERK9491W							ERK9475W		
構成要件	7A	外部からの電源線が接続される端子台が底面部に取り付けられた凹部を有する長尺状の器具本体に対して、少なくとも一部が前記凹部に収容された状態で取り付けられる光源ユニットであって、		○		○		○		○		○	○	○	
	7B	光源と、		○		○		○		○		○	○	○	
	7C	前記光源に対して点灯電力を供給する電源装置と、		○		被告製品6-(14):争 その余:○		被告製品6-(14):争 その余:○		○		○	○	○	
	7D	一面側に前記光源、他面側に前記電源装置がそれぞれ配置される板状の取付部材と、		○		被告製品6-(14):争 その余:○		被告製品6-(14):争 その余:○		○		○	○	○	
	7E	前記電源装置に電氣的に接続され且つ前記端子台からの第1コネクタに着脱自在に接続される第2コネクタとを備え、		○		被告製品6-(14):争 その余:○		被告製品6-(14):争 その余:○		○		○	○	○	
	7F	前記取付部材は、長尺且つ矩形板状に形成され、一面に前記光源が取り付けられる底面部と、前記底面部の幅方向における両側から前記底面部に対して前記光源と反対側で且つ前記底面部と交差する方向に突出する一対の側面部とで形成され、		○		○		○		○		○	○	○	
	7G	前記電源装置は、前記取付部材の前記底面部と一対の前記側面部とで形成される空間内に配置され、		○		○		○		○		○	○	○	
	7H	前記器具本体に取り付けられた状態では、前記第1コネクタに接続された前記第2コネクタが前記器具本体の前記凹部の前記底面部と前記取付部材の前記底面部とで囲まれる空間内に収められることを特徴とする		○		被告製品6-(14):争 その余:○		被告製品6-(14):争 その余:○		○		○	○	○	
7I	光源ユニット。		○		○		○		○		○	○	○		

(別添)

被告製品 6 の構成 (原告パナソニックの主張)

- 5 7a 外部からの電源線が接続される電源端子台が底面部に取り付けられた凹部を有する長尺状の器具本体に対して、少なくとも一部が前記凹部内に収容された状態で取り付けられる LED ユニットであって (別紙 3 物件説明書構成 6 - ①, 6 - ⑦, 6 - ⑨),
- 7b LED と (同構成 6 - ④),
- 10 7c 前記 LED に対して点灯電力を供給する電源装置と (同構成 6 - ④),
- 7d 一面側に前記 LED, 他面側に前記電源装置がそれぞれ配置される板状の取付部材と (同構成 6 - ④, 6 - ⑤, 6 - ⑥),
- 7e 前記電源装置に電氣的に接続され且つ前記電源端子台からのコネクタに着脱自在に接続される給電用コネクタとを備え (同構成 6 - ⑦),
- 15 7f 前記取付部材は、長尺且つ矩形板状に形成され、一面に前記 LED が取り付けられる底面部と、前記底面部の幅方向における両側から前記底面部に対して前記 LED と反対側で且つ前記底面部と交差する方向に突出する一対の側面部とで形成され (同構成 6 - ⑥),
- 7g 前記電源装置は、前記取付部材の前記底面部と一対の前記側面部とで形成される空間内に配置され (同構成 6 - ⑧),
- 20 7h 前記器具本体に取り付けられた状態では、前記コネクタに接続された前記給電用コネクタが前記器具本体の前記凹部の前記底面部と前記取付部材の前記底面部とで囲まれる空間内に収められることを特徴とする (同構成 6 - ⑨)
- 25 7i LED ユニット (同構成 6 - ①)。

以上